

八尾市国民健康保険条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第8条の2 略 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ 略 カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併	第1条～第8条の2 略 (基礎賦課総額) 第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ 略 カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付

用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア)～(ウ) 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る

金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア)～(ウ) 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）の額

（基礎賦課額）

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該

基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項

世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第10条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12

(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア 略

イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2・3 略

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(基礎賦課額の保険料率)

第11条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア 略

イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2・3 略

第11条の2から第11条の4の2まで 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に
係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条第1項
第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均
等割額の算定)

第11条の4 第11条の2の被保険者均等割額は、第
11条第1項第2号に定める額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等
割額の算定)

第11条の4の2 第11条の2の世帯別平等割額は、
次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に
定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第
11条第1項第3号アに定める額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退
職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5
年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯
に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11
条第1項第3号イに定める額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退
職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5
年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経
過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の
被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1
項第3号ウに定める額

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額
（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に
属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の
2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第
16条第1項において同じ。）が、各年度において
法第82条の3第3項の規定による通知が行われた
日において施行されていた政令第29条の7第2項
第9号に掲げる額を超えるときは、その額とす
る。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総
額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険
者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条、第
16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者
支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつ
ては、その減額することになる額を含む。）の総
額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」とい
う。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号
に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算
定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金
の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の基礎賦課額が、各年度におい
て法第82条の3第3項の規定による通知が行われ
た日において施行されていた政令第29条の7第2
項第9号に掲げる額を超えるときは、その額とす
る。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者
支援金等賦課額（第16条、第16条の3及び第16条
の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減
額するものとした場合にあっては、その減額する
ことになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢
者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲
げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を
控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金
の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に

関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第11条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第11条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯

関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第11条の5の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

第11条の5の6から第11条の5の9まで 削除

に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第11条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、第11条の5の5第1項第2号に定める額と同額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定める額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の5の5第1項第3号イに定める額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の5の5第1項第3号ウに定める額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第3項において準用する同条第1項において同じ。）が、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えるときは、その額とする。

（介護納付金賦課総額）

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額が、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えるときは、その額とする。

（介護納付金賦課総額）

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込

額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条の7～第13条 略

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第9条若しくは第11条の2の基礎賦課額若しくは第11条の5の3若しくは第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第11条の7の額又は第16条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又

額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条の7～第13条 略

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第9条の基礎賦課額若しくは第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第11条の7の額又は第16条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から

は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条若しくは第11条の2の基礎賦課額若しくは第11条の5の3若しくは第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額又は第11条の7の額又は第16条第1項各号に定める額、第16条の3第1項に定める第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

第15条 略

（低所得者の保険料の減額）

- 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1)～(3) 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第2項中「第11条第2項」と

第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の基礎賦課額若しくは第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額又は第11条の7の額又は第16条第1項各号に定める額、第16条の3第1項に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

第15条 略

（低所得者の保険料の減額）

- 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1)～(3) 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11

あるのは「第11条の9第2項」と読み替えるものとする。

第16条の2 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に規定する場合を除く。）。

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 略

5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産

条の9第2項」と読み替えるものとする。

第16条の2 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に規定する場合を除く。）。

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 略

5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産

被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額)とする(第5項に規定する場合を除く。))。

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額)とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以

被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額)とする(第5項に規定する場合を除く。))。

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額)とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以

下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

第17条～第23条 略

(賦課額の端数計算)

第24条 第9条、第11条の2、第11条の5の3、第11条の5の6及び第11条の7の賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。)において10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第25条～第30条 略

下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

第17条～第23条 略

(賦課額の端数計算)

第24条 第9条、第11条の5の3及び第11条の7の賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。)において10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第25条～第30条 略